

## あ行

い	
一時所得 (いちじしょとく)	給与所得や利子所得のような所得の種類の一つです。 一時金受取りによる所得は一時所得となります。

## か行

か	
買増保険金 (かいましほけんきん)	長期でご契約を継続いただいたことにより発生する配当金を一時払保険料にあて、保険金額を増やしたものです。
け	
契約者代理人 (けいやくしゃだいにん)	契約者が意思能力喪失などにより請求が困難な場合、契約者の代わりに各種手続きを行うことができる方です。年金契約においては、年金受取人の代わりに手続きを行う方となります。契約者と年金受取人が同じ場合にのみ、契約者代理人を指定することができます。  ※あらかじめ保険契約者代理特約を付加しておく必要があります。
源泉徴収税 (げんせんちょうしゅうぜい)	年金年額等から必要経費を差し引いた金額が25万円以上のとき、その10.21%を源泉徴収税(復興特別所得税を含む)として控除します。海外居住者の場合、取扱いが異なることがあります。  ※年金受取りまたは保証期間付終身年金の保証期間部分のみの一時金受取りの所得は雑所得となります。
こ	
後継年金受取人 (こうけいねんきんうけとり にん)	年金受取人が年金支払開始日以降にお亡くなりになるとき、年金受取人の権利・義務のすべてを引き継ぎ、以降の年金や一時金をお受け取りいただく方です。
個人年金税制適格特約('90) (こじんねんきんぜいせい てきかくとくやく('90))	この特約が付加されていると、お払い込みいただいた保険料は、個人年金保険料控除の対象となります。 なお、年金開始時に契約者貸付金やお立替金があった場合、第1回目の年金支払額から差し引いてご返済いただきます。 また、年金支払開始日までに基本年金額の減額や特約解約などの手続きを行い、返戻金等が発生した場合、手続き時には支払われずに年金支払開始日まで積み立てられ年金額の増額に充てられます。

## さ行

さ	
雑所得 (ざつしよとく)	給与所得や利子所得のような所得の種類の一つです。 年金受取りによる所得は雑所得となります。
し	
支払期日 (しはらいきじつ)	当社から年金をお支払いする日をいいます。 土日祝日など当社非営業日の場合、翌営業日のお支払い(着金)となります。 また、お支払い(着金)が午後となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
所得税 (しよとくぜい)	個人の所得に対してかかる税金で、年金を受け取る際にも課される場合があります。
そ	
贈与税 (ぞうよぜい)	保険料を負担した方と年金受取人が別人の場合、保険料負担者から年金受取人に年金を受け取る権利を贈与したとみなされ、発生する税金です。

## な行

ね	
年金原資 (ねんきんげんし)	払込保険料をもとに積み立てられた将来の年金のもととなる金額です。
年金原資繰入額 (ねんきんげんしくりいれがく)	払込保険料の積立による年金原資とは別で発生する、年金原資に加算もしくは減算される金額のことです。 例) 配当金、契約者貸付金 等
年金受給権評価額 (ねんきんじゅきゅうけんひょうかがく)	年金を受け取る権利を金額に表したものです。年金受取額の合計ではなく、年金を受け取る権利を評価したものになります。贈与税や相続税の計算に用いられます。

# は行

は	
配当金 (はいとうきん)	<p>毎年の決算で生じた剰余金をもとにして、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。 金額は契約や年度によって異なり、配当金がない場合もございます。また、無配当のご契約については配当金はありません。</p> <p>年金支払開始後に生じた配当金には以下の3つの受取方法があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金とともに受取り 配当金をその年の年金とあわせてお受け取りいただく方法です。</li> <li>・積立て 配当金を会社の定める利率で積み立てる方法です。</li> <li>・年金買増し 配当金をもとに年金額を増額する方法です。</li> </ul>
払込保険料 (はらいこみほけんりょう)	<p>年金を受け取るために払い込まれた保険料です。</p>
ひ	
被保険者代理人 (ひほけんしゃだいにん)	<p>被保険者が意思能力喪失などにより請求が困難な場合、被保険者に代わり年金の請求を行うことができる方です。年金契約においては、年金受取人と被保険者が同じ場合にのみ被保険者代理人を指定することができます。</p> <p>※あらかじめ被保険者代理特約を付加しておく必要があります。</p>
ふ	
分割受取り (ぶんかつうけとり)	<p>年金は通常年に1回の受取りとなりますが、ご希望に応じて2・4・6・12回払いと選択することが可能です。ただし、契約によっては選択できない分割回数もあります。</p>
ほ	
法定相続人 (ほうていそうぞくにん)	<p>民法により定められた相続人のことをいいます。年金支払開始日以後は、受取人が亡くなられたあとの年金の権利・義務については、<u>法定相続人が引き継ぎます。</u>※ 仮に遺言により相続人の指定があった場合も、遺言による拘束は受けず、法定相続人からのお手続きとなります。</p> <p>※後継年金受取人が指定されている場合は、後継年金受取人が権利・義務を引き継ぎます。</p>